

令和 5 年 6 月 23 日現在

機関番号：13101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03454

研究課題名（和文）自由職業と会社法の交錯－フランス法の検討から－

研究課題名（英文）Intersection of Liberal Professions and Company Law: A Study of French Law

研究代表者

内田 千秋（UCHIDA, CHIAKI）

新潟大学・人文社会科学系・准教授

研究者番号：40386529

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、職業専門家が自らの職業活動を実施するための組織について、フランス法を参考にしつつ会社法的観点から検討することを目的とする。本研究期間中は、フランスの公証人会社並びにフランスの会計監査役会社及び日本の監査法人に焦点を当てて研究を行い、論文において、公証人会社及び会計監査役会社に関する立法動向、これらの会社としてとりうる会社形態の選択肢、その選択理由等を明らかにすることができた。また、フランスでは2023年2月に専門職会社法制に関する大きな改正が行われたため、その翻訳も行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、フランス会社法の研究を専門とする研究代表者が、フランスの職業専門家のための会社法制に関する研究を行うものである。専門職業を実施するための組織における現代的問題（経営の合理化、経営基盤の確保、グループ経営の実現、退社時の紛争予防、事業承継の円滑化等）を個々の研究課題として設定し、会社法学の観点からそれらに取り組むという点で、本研究には学術的意義がある。これらの現代的問題を解決するための方策を提言することができれば、職業専門家から、より専門性の高い安定したサービスの提供を受けることができるようになると予想される点で、本研究には社会的意義もある。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to examine the organization for professionals such as lawyers to carry out their professional activities from the perspective of company law with reference to French law. During this research period, I focused on notary public companies in France and statutory auditor companies in France and auditing firms in Japan, and I clarified in my treatises the legislative trends regarding notary public companies and statutory auditor companies, company form options available to these professionals, reasons for their selection, etc. I also translated a major revision of the professional company legislation in France in February 2023.

研究分野：法学

キーワード：自由職業 プロフェッション 会社法 フランス 公証人 会計監査役 監査法人 組織選択

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究は、自由職業者のうち職業専門家が自らの職業活動を実施するための組織(以下「実施組織」)について、フランス法を参考にしつつ会社法的観点から検討することを目的とする。フランスでは職業専門家が自らの職業活動を実施するために会社を設立することができる(以下「専門職会社」)。日本では伝統的に、職業専門家(自由職業者)は営利追求を目的とするわけではないので商人にはあたらず、会社制度にもなじまないと考えられていた。そのため、日本では、公認会計士につき監査法人制度、弁護士につき弁護士法人制度、医師等につき医療法人制度等が置かれている(以下「専門職法人」)。これらの各種専門職法人制度には会社法の規定が一部準用されているものの、これらの法人制度が、日本の商法学・会社法学における主要な研究テーマとなることはなかった。

これに対し、フランスでは自由業専門職(professions libérales)の共同実施のために会社(sociétés)を用いることが古くから認められており、専門職会社法制が会社法学における一つの研究分野となっている。フランスでは、専門職会社として、1966年に専門職民事会社(société civile professionnelle: SCP)、1990年に自由業実施会社(société d'exercice libéral: SEL)が制度化された(SCPにつき1996年11月29日の法律第879号、SELにつき1990年法律12月31日の法律第1258号)。フランスでは現在も民事会社と商事会社が区別されているが、SCPが民事会社をベースにしたものであるのに対してSELが商事会社をベースにしたものである点に、SELの特色がある(株式会社型のSELの設立も可能である)。近年では、2001年にはいわば専門職会社の持株会社である自由業専門職財務参加会社(société de participation financière des professions libérales: SPFPL)制度、2016年には異業種連携を実現する複数専門職実施会社(société pluri-professionnelle d'exercice: SPE)制度が創設された。そこで、研究代表者は、平成24年度～平成26年度科研費採択課題JP24730072「専門家法人制度の総合的研究: フランスの専門家会社制度の検討から示唆を得る」(若手研究B)において、このようなフランスの専門職会社法制の歴史の変遷及び近時の立法動向を検討し、フランスの専門職会社法制の特色を明らかにした(内田千秋「フランスにおける専門職民事会社法の改正の意義」正井章祐先生古稀記念『企業法の現代的課題』(成文堂、2015)79-100頁、同「フランスにおける専門職会社法制の歴史的展開」法政理論48巻4号(2016)1-71頁、同「フランス専門職(プロフェッション)会社法制に関する規定の翻訳 近時の改正を踏まえて」法政理論49巻1号(2016)64-111頁参照)。

2. 研究の目的

本研究は、上述の研究成果により明らかになったフランスの専門職会社法制の内容とその特色を踏まえつつ、職業専門家の実施組織における経営の合理化、経営基盤の確保、グループ経営の実現、退社時の紛争予防、事業承継の円滑等といった職業専門家にとっての現代的問題について、フランスがどのような立法的対応をしてきたか、どのような理論を形成してきたかという点に焦点を当てて検討を行うものである。

本研究の申請当初は、研究年度ごとに個別の研究課題を設定していた。平成29年度の研究課題は「専門職会社の持株会社制度」(研究課題a)、平成30年度は「異業種連携を実現するための会社の制度化」(研究課題b)、令和元年度は「専門職会社間の組織選択」(研究課題c)、令和2年度は「商事会社の許容と専門職のあり方」(研究課題d)、令和3年度は「専門職会社の株式・持分の価値評価」(研究課題e)である。このような観点からフランスの立法、判例、学説及び実務の状況を分析することにより、日本にも同様の問題やニーズがある場合には、それに対応しうるような理論的前提を提示し(研究課題d)、立法提案を行い(研究課題a～d)、より良い実務を提案する(研究課題ce)ことができるのではないかと考えたことによる。

3. 研究の方法

本研究の申請当初は、上述のように研究年度ごとに研究課題を設定していたが、本研究期間の前半にフランスの公証人会社について学会報告の機会を得たため、本研究期間の前半は、上述の研究課題a～eの観点も踏まえつつ、フランスの公証人会社を対象として研究を進めた。本研究期間の後半は、フランスの会計監査役制度及び会計監査役会社に焦点を当てて研究を行った(研究課題a～e)。公認会計士制度に関する研究会(会社法研究者、監査論研究者、監査実務家等がメンバー)に参加し、フランスに関する報告の担当者になったことなどがその契機である。また、新型コロナウイルス感染症の影響により海外調査ができなかったことなどから、本研究の研究期間を1年延長している。令和4年度(延長した年度)には、フランスの専門職会社法制において重要な改正があったため、改正法の翻訳を行った。また、同年度に、商法の研究会において日本の監査法人に関する裁判例について報告した(研究課題de)。このほか、本研究期間と重なるが、別の科研費採択課題(後述のJP19K01366、JP22K01249、JP22K01226)の下で、本研究と関わる領域について理解を深めるなどした。

本研究は文献調査によるものである。本研究期間は、フランスの専門職法制に関する立法資料・書籍・論文、日仏の民法・商法・会社法の体系書、日仏の各専門職に関する書籍・論文・職

業団体のウェブサイト、日仏の関連分野の判例とその評釈、日仏の会計・税務・社会保障・ファイナンス分野の書籍・論文等を精読した。また、各種統計資料を入手した。

4. 研究成果

(1) フランスの公証人会社の研究

研究の主な成果

本研究期間の前半は、フランスの公証人制度及び公証人会社に焦点を当てて研究を行った。フランスでは、2015年8月6日の法律第990号により公証人制度の規制緩和が行われ、公証人会社としてとりうる会社形態の選択肢も拡大された（公証人を含む法律・司法専門職については、商事会社としてはSELのみが認められてきたが、同年改正により普通法上の商事会社を設立することも可能となった）。

そこで、平成29年度は、内田千秋「専門家のための事業組織とフランス法」新潟県司法書士会会報信濃川201号（2017）28-31頁（論文）において、フランスの公証人制度と公証人会社について簡単に紹介した。平成30年6月には日本公証法学会において、「フランス公証人制度の近時の展開 公証人会社の検討を中心に」と題する研究報告を行い、令和元年度には、内田千秋「フランス公証人制度の近時の展開 公証役場の会社化に関する検討を中心に」公証法学48号（2019）1-26頁（論文）を公表した。論文では、立法資料、解説文献等を参照しながら2015年法律による公証人制度の改正内容を整理した。そして、公証人会社としてとりうる会社形態の選択肢について説明した上で、統計及び関連資料を参照しながら公証人SCPと公証人SELとの比較を行った（研究課題c）。併せて、公証人SPFPLとその利用状況（研究課題a）、2015年法律により許容された普通法上の商事会社（研究課題d）、2016年に創設されたSPEにも言及した（研究課題b）。

得られた成果の位置づけ等

フランスの公証人自体に関する研究は多く、公証人会社に関する先行研究も存在する。しかし、公証人SCPと公証人SELを比較検討しそれらの長所・短所を明らかにした点、統計に基づきこれまでSCP形態の公証人会社が多数であったものの近年はSEL形態も増えてきたことを示した点、公証人会社の新たな形態（SPFPL、普通法上の商事会社、SPE）を示した点、フランスの公証人は職株制度の下に置かれておりそのことが公証人における会社選択に大きな影響を及ぼしていることを指摘した点等に、論文の特色があるといえる。

日本の公証人（公証役場）には弁護士法人に相当するような制度はないため、フランスの公証人会社に関する研究が日本法に与える直接のインパクトは大きいものとはいえない。しかし、フランスの法律・司法専門職は、職株制のもとにある専門職（公証人等）とそうではない専門職（弁護士等）に大別されるのであり、フランスの法律・司法専門職のための会社法制の全体を理解する上で、公証人会社に関する研究は欠かせないものといえる。

今後の展望

将来的には、フランスの法律・司法専門職のための会社法制を参考にして、弁護士法人をはじめとする日本の法律専門職のための法人についてより良い制度を提示するための検討を行いたいと考えている。上述のように本研究期間中にフランスの公証人会社に関する研究を行うことができたため、今後はまず、フランスの弁護士会社に関する研究に着手することとしたい。フランスの専門職会社法制に関する立法・改正資料を参照すると、弁護士業界からの要望に応じる形での改正も多いように思われるため、フランスの専門職会社法制の全体をより良く理解するためにも、フランスの弁護士会社の研究は必要といえるであろう。

(2) フランスの会計監査役会社の研究

研究成果

本研究期間の後半は、フランスの会計監査役制度及び会計監査役会社に焦点を当てて研究を行った。まず、平成25年に研究代表者の出身校である早稲田大学に提出した博士学位論文（内田千秋「フランスにおける会計監査役の民事責任」）の出版に向けた作業が挙げられる。博士学位論文を提出した以降もフランスでは会計監査役制度の改正が行われており、近時では2019年に大きな改正が行われている（2019年5月22日の法律第486号による大改正と2019年7月19日の法律第744号による若干の改正）。改正事項の反映、関連判例の追加、日本法との比較検討に加えて、本研究の研究課題a～eの観点から会計監査役会社に関する記述部分を追加するなどの作業を進めていた。

その後、令和3年度には、2019年7月法律について立法紹介を執筆した（内田千秋「（立法紹介）会社法の簡素化 会社法の簡素化、明確化および現代化の2019年7月19日の法律第744号」日仏法学31号（2021）171-174頁〔論文〕）。

令和4年度には、2019年の二法律による改正の全体とそれを踏まえたフランスの会計監査役制度の現状について、商法の研究会で報告したのち、論文を発表した（内田千秋「フランスの会計監査役制度の近時の展開 2019年改正とその後」法政理論55巻4号（2023）190-237頁〔論文〕）。論文では、立法資料、解説文献等を参照しながら2019年改正の内容を紹介した。それに加えて、会計監査役会社としてとりうる会社形態を示した上でそれらを比較検討し、統計等を参照しながら会計監査役会社の利用状況に言及した（研究課題a～d）。このほか、公認会計士制度に関する上述の研究会において、フランスの会計監査役に関する報告を担当し、会計監査

役会社制度についてもより詳細な報告を行った（研究課題 a ~ e）。

得られた成果の位置づけ等

2019年5月改正については既に先行研究が存在するが、論文では改正内容をより網羅的に紹介した。また、現行の会計監査役会社制度について説明し、その利用状況にも焦点を当てた点に論文の特色がある。日本の監査法人制度と比較すると、会計監査役会社の会社数が多いこと（2022年5月末時点で6500社超）、会計監査役会社としてとりうる会社形態の選択肢が多様でありその中には株式会社等も含まれること、一人会社も認められていること、会社形態の選択肢のうち有限責任制の会社形態が多いこと、会計監査役会社において法人社員が許容されている結果、会計監査役会社グループが形成されていることなどは、フランスの会計監査役会社制度の特徴といえる。

今後の展望

本研究の研究成果を反映するかたちで、上述の博士学位論文の刊行作業を進める。また、公認会計士制度に関する上述の研究会の成果について、令和5年度に日本監査研究学会において中間報告、令和6年度に同学会において最終報告を行うことが予定されている。この研究会では、メンバーが分担して、公認会計士制度に関する近時の論点や諸外国の法定監査人制度に関する報告を行っている。日仏の制度の相違は大きいものの、国内外の動向も踏まえて日本法上の問題点及びニーズを正確に把握できれば、フランス法を参照しながらより妥当な解釈論又は立法論を提示しうるものと考えられる。フランス法のより正確な理解及び実態把握も併せて進めたい。

(4)日本の監査法人に関する研究

主な研究成果

令和3年度に、東京地判令和3年6月24日金判1626号34頁（監査法人脱退時の持分払戻しと監査法人の商人性）の検討に着手し、令和4年度に商法の研究会で判例報告を行った。現在、判例評釈を執筆中である。監査法人の社員が監査法人を脱退する際の持分の払戻しに関しては、監査法人について定める公認会計士法の規定だけではなく、公認会計士法が準用する持分会社の規定を確認し、他の士業法人や持分のある医療法人等に関する関連判例を分析し、企業価値評価に関する文献も参照した（研究課題 e）。監査法人の商人性に関しては、商法総則・商行為法に関する文献を参照して、日本法における自由職業者に関する議論及び法人の商人性に関する議論を確認した（研究課題 d）。本研究期間中、研究課題 d e に関するフランス法の研究を十分に行うことはできなかったが、同判決の検討を通じて日本の議論状況を確認することはできた。

得られた成果の位置づけ等

同判決については、すでに何件か評釈が公表されている。研究代表者としては、監査法人制度の利用実態や監査法人制度のあり方に関する近時の議論を踏まえた指摘や、研究課題 d e に関するフランスの議論状況も見据えながらの指摘をすることで、評釈の内容に特色を出すことができるのではないかと考えている。

今後の展望

同判決の判例評釈を執筆・公表したのちは、日本の議論状況も踏まえて、研究課題 d e に関するフランス法の研究を進めることとしたい。研究課題 e に関しては、専門職会社における退社制度の意義を確認しつつ、株式・持分の評価に関する判例を分析しどのような手法により株式・持分・評価されているかを明らかにする。研究課題 d に関しては、テーズや体系書等を精読して、「民」・「商」・「商業」・「自由業」といった伝統的概念を明らかにする。

(4)フランスの専門職会社法制の全般的な研究

主な研究成果

研究代表者は、本研究以前に、SCP に関する 1966 年法律及び SEL に関する 1990 年法律の翻訳を既に公表している（上述の JP24730072 参照）。しかし、2023 年 2 月 8 日のオールドナンス第 77 号により、この両法律が廃止・統合され、実質的にもいくつかの改正が行われた。そこで研究代表者は、立法資料や改正の速報等を参照して、令和 4 年度末に同オールドナンスの翻訳作業を行った。翻訳は、研究代表者の所属機関の紀要に掲載予定である（内田千秋「規制自由業専門職の会社での実施に関する 2023 年 2 月 8 日のオールドナンス第 77 号」法政理論 56 巻 1 号（2023 年 6 月未刊行予定）141-185 頁）。

得られた結果の位置づけ等

本翻訳にはまず速報性がある。公証人会社に関する論文・や会計監査役会社に関する論文は同オールドナンスの制定前のものであるため、それらの論文の記述を訂正し、補足する意味もある。また、同オールドナンスは横断的かつより統合的な、いわば「専門職会社法典」を実現するものであり、その翻訳は日本にとってもインパクトがあるものと考えられる。同改正では、条文の読みやすさも重視されており、条文の適用関係も明確化されている。

今後の展望

同オールドナンスの施行に向けて解説文献が多く公表され、各専門職についても制度改正が行われることが予想される。これらの動向を見ながら、適切な時期に同オールドナンスによる改正の内容について検討する予定である。同オールドナンスにより SPFPL 及び SPE に関する規定も整理されている。本研究期間中に SPFPL 及び SPE 全般（研究課題 a b）について十分に検討することができなかったため、これらの点にも焦点を当てることとしたい。

また、(1)～(3)において会計監査分野と法律分野の専門職会社法制に関する研究の進捗状況及び今後の研究の展望について述べたが、本研究期間中には、医療分野の専門職会社法制に関する具体的な研究に着手することはできなかった。将来的には、フランスの公証人会社、会計監査役会社、弁護士会社等と同様の研究手法でフランスの医師会社等の研究を行い、医療法人制度も含めて日本の専門職法人制度についての提言を行えるようにしたい。

(5)その他

専門職会社法制を直接対象とするものではないが、本研究期間中に行った、本研究に関連する研究成果は次の通りである。

弁護士関連（日本）

令和2年度に、札幌高判令和元年7月12日金判1598号30頁について、商法の研究会で報告の上、判例評釈を執筆した（内田千秋「総会時の株主資格等の確認方法と非株主の弁護士による代理行使」新・判例評釈 Watch 商法 No. 137（2020）〔新・判例解説編集委員会『新・判例解説 Watch28号』（2021）159-162頁に再録〕）。同判決は、株主総会における議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款の定めがある会社において、株主でない弁護士による議決権の代理行使が認められるかが争点となった事案に関するものである。

公証人関連（フランス）

平成30年度に、フランスにおける会社法と成年後見法の交錯問題に取り組み、論文を執筆した（内田千秋「フランスにおける会社法と成年後見制度の関係」実践成年後見76号（2018）67-76頁、同「成年後見制度と取締役の地位 フランス法の検討から」早稲田法学94巻3号（2019）487-528頁）。フランスの公証人は公証業務を行うだけでなく、ホームロイヤーとしての側面もあるため、財産管理に関する助言業務の点から成年後見制度にも関わりが深い。

事業承継関連（フランス）

令和元年度に、フランスのナント大学法学政治学部で開催された日仏共同セミナー「資産承継 相続・恵与の代替手段 (Transmettre son patrimoine : les alternatives à la succession et aux libéralités)」(2019年9月)に出席し、日仏の事業承継について、フランス語で報告を行った（内田千秋「会社法上の手段（商事会社）(L'instrument sociétaire (sociétés commerciales))」）。その報告内容は、内田千秋「特集 相続代替的手段の可能性を探る 商事会社における会社法上の手段（事業承継を中心に）」市民と法120号（2019）64-69頁に公表した。同論文では、フランスの事業承継において持株会社がよく利用されることを指摘したが、フランスでは自由業専門職においても事業承継時に持株会社（SPFPL）を利用するケースが見られる。

成年後見制度関連（日本）

令和元年度～令和3年度科研費採択課題 JP19K01366「欠格条項廃止に伴う会社法と成年後見法の理論的交錯の解決を目指す民商法共同研究」(基盤研究(C))では、成年被後見人及び被保佐人を対象とする欠格条項を廃止したことによる士業・士業法人への影響や、専門職後見人としての士業者の役割(士業法人が後見人となる場合を含む)も検討した。この研究課題による研究成果としては、上山泰＝内田千秋「会社法と成年後見法の交錯問題(1～3) - 取締役の欠格条項削除に関する争点を中心に」法政理論52巻1号(2019)1-47頁、52巻4号(2020)1-33頁、法政理論54巻1号(2021)1-49頁がある。令和4年度～令和7年度科研費採択課題 JP22K01249「持続可能な法人後見制度構築に向けた民商法共同の総合的研究 適格性問題を中心に」基盤研究(C)では、士業法人が後見人となる場合も含めて法人後見を担う可能性のある法人形態の比較、各法人におけるあるべきガバナンス、資金調達の仕組み等を検討する予定である。また、令和4年度～令和7年度科研費採択課題 JP22K01226「会社法における判断能力不十分者の位置づけ 株主の地位の得喪と議決権の行使を中心に」基盤研究(C)では、商人が成年被後見人である場合の営業能力に関する研究に着手したが、そこでも商人概念及び自由職業者概念の検討を行っている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 7件）

1. 著者名 内田千秋	4. 巻 55巻4号
2. 論文標題 フランスの会計監査役制度の近時の展開－2019年改正とその後－	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法政理論	6. 最初と最後の頁 190-237
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 内田千秋	4. 巻 56巻1号
2. 論文標題 （翻訳）規制自由業専門職の会社での実施に関する2023年2月8日のオルドナンス第77号	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法政理論	6. 最初と最後の頁 141-185
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 内田千秋	4. 巻 28号
2. 論文標題 総会時の株主資格等の確認方法と非株主の弁護士による代理行使	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 159-162
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 上山泰, 内田千秋	4. 巻 54巻1号
2. 論文標題 会社法と成年後見法の交錯問題（3） - 取締役の欠格条項削除に関する争点を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法政理論	6. 最初と最後の頁 1-49
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 内田千秋	4. 巻 31号
2. 論文標題 (立法紹介) 会社法の簡素化－会社法の簡素化、明確化および現代化の2019年7月19日の法律第744号	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日仏法学	6. 最初と最後の頁 171-174
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内田千秋	4. 巻 1637号
2. 論文標題 議決権行使と意思表示等の民法規定との関係－アドバネクス株主総会決議不存在確認等請求事件控訴審判決－	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 金融・商事判例	6. 最初と最後の頁 2-7頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内田千秋	4. 巻 No. 137
2. 論文標題 総会時の株主資格等の確認方法と非株主の弁護士による代理行使	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 新・判例解説 Watch 商法	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 内田千秋	4. 巻 48
2. 論文標題 フランス公証人制度の近時の展開－公証役場の会社化に関する検討を中心に－	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 公証法学	6. 最初と最後の頁 1-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内田千秋	4. 巻 120
2. 論文標題 特集 相続代替的手段の可能性を探る 商事会社における会社法上の手段（事業承継を中心に）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 市民と法	6. 最初と最後の頁 64-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上山泰 = 内田千秋	4. 巻 52巻1号
2. 論文標題 会社法と成年後見法の交錯問題（1）－取締役の欠格条項削除に関する争点を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法政理論	6. 最初と最後の頁 1-47
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 上山泰 = 内田千秋	4. 巻 52巻4号
2. 論文標題 会社法と成年後見法の交錯問題（2）－取締役の欠格条項削除に関する争点を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政理論	6. 最初と最後の頁 1-33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 内田千秋	4. 巻 76号
2. 論文標題 フランスにおける会社法と成年後見制度の関係	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 実践成年後見	6. 最初と最後の頁 67-76頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内田千秋	4. 巻 94巻3号
2. 論文標題 成年後見制度と取締役の地位 フランス法の検討から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 487-528頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 内田千秋	4. 巻 201
2. 論文標題 専門家のための事業組織とフランス法	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 新潟県司法書士会会報信濃川	6. 最初と最後の頁 28 - 31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件(うち招待講演 1件/うち国際学会 1件)

1. 発表者名 内田千秋
2. 発表標題 L'instrument societaire(societes commerciales) : 「会社法上の手段(商事会社)」
3. 学会等名 Transmettre son patrimoine : les alternatives a la succession et aux liberalites. Seminaire franco-japonais (日仏共同セミナー「資産承継-相続・恵与の代替手段」)(国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 内田千秋
2. 発表標題 フランス公証人制度の近時の展開 公証人会社の検討を中心に
3. 学会等名 日本公証法学会(招待講演)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------